

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	大津市立図書館
委 託 業 務 名	大津市立図書館自動ドア改修業務
委 託 業 務 場 所	大津市浜大津二丁目
概 要	大津市立図書館に設置の自動ドアの改修を行う。
契 約 期 間	令和6年 7月 5日 から 令和6年 9月30日まで
契 約 年 月 日	令和6年 7月 5日
契 約 金 額	770,000円
契約の相手方	〔所在地〕 滋賀県栗東市糺一丁目18番14号 〔名 称〕 ナブコドア株式会社滋賀営業所
契約相手方の 選 定 理 由	本件自動ドアの改修は、既設自動ドア本体及び部品等の設備を引き続き利用し開閉装置及び周辺部品の交換を行う。そのため、新たに設置する開閉装置及び部品等の設備は、既存部分との調整等、密接不可分の関係にあり、既存自動ドアを設置した製造元である当該選定業者と運用業務が異なることで、事故発生時の原因と責任の所在が不明確となる恐れがあることから、上記業者と契約する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。